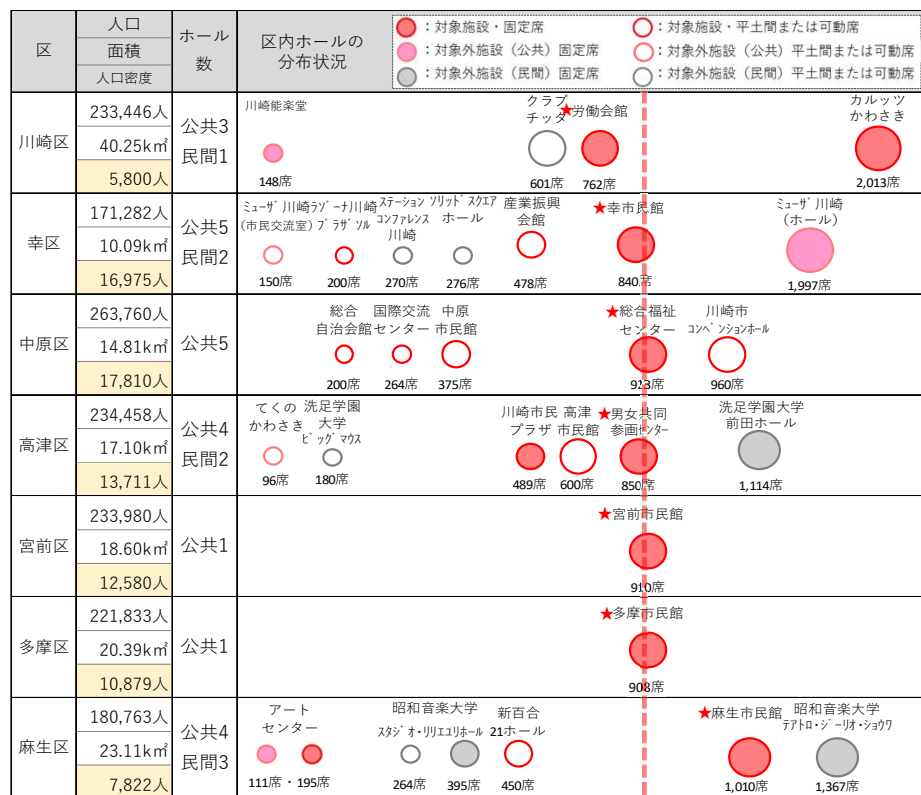


1 川崎市のホール分布と利用状況

(1) 川崎市のホール分布

- 川崎市内には800席以上の大規模ホールが各区1か所以上配置されている。
- 横浜市では、各区に配置されているのは600席程度、さいたま市や千葉市においても500席程度で、大規模ホールは一部の区にのみ設置されている。



886席 (固定席を持つ大規模公共ホール(★)の客席数の平均値 (商業的利用の多いカルッツ、ミューザを除く))

(2) 川崎市のホールの利用状況

(ア) 施設の利用率

- 市内の1,000席以上のホール利用率の平均値は78.0%、500席以上1,000席未満は71.0%、500席未満は66.2%となっている。国公立施設のホール利用率の平均値※は、1,000席以上は63.7%、500席以上1,000席未満は55.0%、500席未満は56.6%となっており、これらと比較すると、利用率が高いことが分かる。 ※「令和元年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」より

(イ) 客席の利用状況

- ほとんどの施設で客席数の5割以下での利用が大半を占めている。
- 満席感を得られる客席数の8割超での利用は、プラザソル、総合福祉センター、高津市民館、アートセンターの4施設は2～4割、その他の施設では1割前後となっている。

(ウ) 利用ジャンル

- ほとんどの施設で「会議」「楽器演奏・合唱」に多く利用されている。一部の施設では「社交ダンス」の利用が3割を超えている。
- 複数の施設で、吹奏楽やオーケストラ、和太鼓の練習利用が多い。

2 各ホール施設の現状と課題

(1) 客席数と利用状況の不一致

- 客席の利用者が少なかったり、練習利用であったりしても、空調や照明は利用するため、ホールのボリュームが大きいほどランニングコストは増大する。また、設備機器等の修繕・更新にかかる負担も大きくなる。

(2) 施設・設備の老朽化

- 対象施設18施設中10施設が築30年以上を経過しており、空調等の一般設備、舞台機構・音響・照明などの舞台設備の大規模改修が行われていない施設も多い。今後、特定天井を改修する工事が計画されている施設もある。

(3) バリアフリーへの未対応

- 不特定多数の市民利用の多い施設でありながら、車いす使用者の客席の設置やトイレ等のバリアフリーに対応できていない施設が多い。

(4) 舞台・舞台裏の環境の不備

- 舞台芸術に適した舞台サイズを有する施設は限られており、さらにほとんどの施設において舞台奥行きや舞台袖の面積が不足している。舞台大道具の収納庫を有しない施設も多い。

3 今後のホール施設の適正配置に関する検討内容

- 市内の大規模ホールは充足している。
- ホールの客席数と客席の利用状況が合致していない。
- 楽器演奏等での練習利用が多い。

- 築年数30年を超える施設が多く、施設・設備の老朽化が進んでいる。
- バリアフリー化が必要な施設が多い。
- 舞台芸術に適した舞台、舞台奥行きや舞台袖の面積等が不足している。

主な検討内容

- 利用状況等を踏まえた機能や規模について
- ホール機能配置のエリアの考え方について

主な検討内容

- 予防保全の考え方に基づく適切な維持管理について
- 機能向上に資する効率的かつ効果的な整備の考え方について

本市におけるホール機能を有する施設のあり方について検討を行うため、「川崎市公共施設マネジメント推進委員会」に「ホールのあり方検討専門部会」(学識経験者、関係団体による推薦、市民で構成)を設置する。

ホールのあり方検討専門部会の設置について

4 ホールのあり方検討専門部会の設置について（案）

令和3年5月27日 川崎市公共施設マネジメント推進委員会決定

1 目的

川崎市公共施設マネジメント推進委員会（以下、「委員会」という。）において、本市におけるホール機能を有する施設のあり方について検討を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号）（以下、「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、委員会に「ホールのあり方検討専門部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) ホール機能を有する施設のあり方の検討に関すること
- (2) その他、必要な審議事項に関すること

3 組織

- (1) 部会の委員は、委員会の委員又は条例第4条第3項の規定に基づく臨時委員として、ホールに関して高い識見を有する者、文化芸術関係団体からの推薦による者及び市民から、委員会の会長が指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- (3) 部会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4 部会の決議の取り扱い

条例第8条第7項の規定により、部会の決議を委員会の決議とする。

5 庶務

部会の庶務は、総務企画局公共施設総合調整室において処理する。

6 雑則

前各項に定めるもののほか、部会運営に関する事項その他必要な事項は部会長が定める。

【参考】検討スケジュール（予定）

